

**令和2年度  
副市長レビュー（秋）  
協議事項一覧**

## 副市長レビュー（秋）【協議事項一覧】

### 1 総務部

No.	所管課	事項名	方向性の提案	議論する事項	結果
1	人事課	サテライトオフィス・セパレートオフィスの設置について	<ul style="list-style-type: none"> <li>「課内セパレートオフィス」を、原則として全所属において実施する</li> <li>「課内セパレートオフィス」を実施することができない場合は、セパレートオフィスの実施を検討する</li> <li>職場における三密対策や通勤時間の削減など働き方改革に資する「在宅勤務」及び「サテライトオフィス」は、継続して実施する</li> </ul> <今後のスケジュール（案）>           11月 課内セパレートオフィスを含む今後の方針の調整照会の実施（セパレートオフィス対象業務の有無、課内セパレートオフィス実施時の配置（案）の作成依頼） 12月 サテライトオフィス配置場所の調整回答の取りまとめ、内容確認、助言 サテライトオフィス・セパレートオフィス設置準備 課内セパレートオフィス・サテライトオフィス・セパレートオフィスの本格稼働	<ul style="list-style-type: none"> <li>課内セパレートオフィスの実施について</li> <li>サテライトオフィス・セパレートオフィスの設置場所について</li> </ul>	提案どおり進める

## 2 都市整備部

No.	所管課	事項名	方向性の提案	議論する事項	結果
1	住宅課	浜松市公営住宅等長寿命化計画について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団地別の立地特性、築年数、利便性及び過去の応募倍率などを総合的に評価して維持、縮小、用途廃止を設定し、需要と供給のバランスを確保する</li> <li>・事業手法は、集約建替・団地内集約・維持管理・用途廃止とする</li> <li>・年度ごとの事業費及び事業量を可能な限り平準化する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○需要と供給について <ul style="list-style-type: none"> <li>・需要の「将来の必要管理戸数」と供給の「管理戸数」のバランスは、中長期にわたる団地規模縮小及び用途廃止、これに伴う入居者移転によって達成する（30年後において生じる管理戸数と必要戸数との差は、災害対応や景気経済状況の変化によって生じる一時的な需要増や、事故部屋、汚損部屋等やむを得ない空室である）</li> </ul> </li> <li>○事業手法について <ul style="list-style-type: none"> <li>・建替は、PFI事業を基本とする</li> <li>・余剰地が発生した場合は、原則、民間売却を検討する</li> <li>・改修は、予防保全によりLCC縮減を図る</li> </ul> </li> </ul>	提案内容を一部見直して進める
2	住宅課	市営住宅における家賃債務保証制度の導入について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連帯保証人と同等の役割を果たす「家賃債務保証制度」を導入する（既存入居者にも適用）</li> <li>・保証業者は、国の家賃債務保証業者登録を受けた者の中から市が定めた基準を満たす業者とする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保証業者が入居者に代わり滞納家賃、退去時の原状回復、残物処理等を一定の範囲内で弁済するため、市への収納等が確実に見込める</li> <li>・連帯保証人が確保できない入居希望者でも、本制度を利用することにより入居が可能となる</li> </ul> <p>&lt;スケジュール&gt;            ~令和2年12月 他都市調査、業者ヒアリング            令和3年1~2月 募集要領作成                      2月下旬 条例改正議決・公布                      3~4月 改正条例施行~保証業者                              公募・審査                      4月下旬 協定締結                      5月~ 運用開始※第1回定期募集より</p>	提案どおり進める

# 副市長レビュー（秋）調書

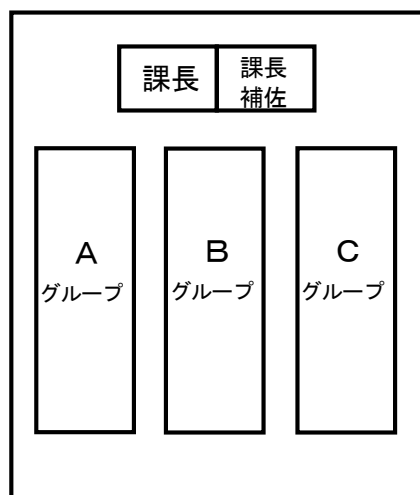
1 部局名 (課名)	総務部 <span style="float: right;">( 人事課 )</span>													
2 協議事項 (案件名)	サテライトオフィス・セパレートオフィスの設置について													
3 背景・現状 (現状把握できる 統計数値など)	<p>&lt;背景・目的&gt; 今後想定される新型コロナウイルス感染症及びインフルエンザ感染症の流行に備え、業務の継続性を確保し、市民生活への影響を最小限とする。</p> <p>&lt;現状&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 時差勤務、在宅勤務を実施しているが、サテライトオフィス・セパレートオフィスの試行を実施した。</li> <li>● サテライトオフィス（可美市民SC）については、令和2年8月14日～9月25日の間設置し、利用可能日数29日間のうち24日間（82.8%）で延べ55人の利用があった。</li> <li>● セパレートオフィス（東部保健福祉センター）については、令和2年8月14日～9月4日の間設置し、延べ64人が利用した。</li> </ul>													
4 検討経過・ 課題	<p>&lt;サテライトオフィス・セパレートオフィスの設置に係る主な課題&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 対象業務の選定 (セパレートオフィスの設置箇所には限りがあるので、優先順位を付けて対象業務を選定する必要がある。)</li> <li>2 設置場所の選定 (平常時、利便性が高い公共施設には、空きスペースがほとんどない。)</li> <li>3 設備一式の設置に係るコスト増 (PCや通信機器、机、イス等を確保するためのコストを要する。)</li> </ol>													
5-1 方向性の 提案 (目指すべき姿)	<p>&lt;課題への対応&gt;</p> <p>サテライトオフィス・セパレートオフィスについては、試行の結果、有用性を確認することができたものの、上記課題（設置場所の選定、設備一式の設置に係るコスト増等）により、導入することができる所属数は限られる。</p> <p>業務の継続性を確保し、市民生活への影響を最小限とするためには、全庁でリスクを低減していく必要があることから、今後（当面の間）、<u>「課内セパレートオフィス」</u>を、原則として全所属において実施することとする。</p> <p>「課内セパレートオフィス」を実施することができない場合は、セパレートオフィスの実施を検討する。</p> <p>(参考：今後の分散勤務の形態)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr style="background-color: #333; color: white;"> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 45%;">分散勤務の形態</th> <th style="width: 40%;">今後（当面の間）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">組織単位 での取組</td> <td style="text-align: center;">課内セパレートオフィス★</td> <td style="text-align: center;">原則として全所属において実施</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">セパレートオフィス</td> <td style="text-align: center;">課内セパレートオフィスの実施が困難な所属等において実施を検討</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">個人単位 での取組</td> <td style="text-align: center;">在宅勤務</td> <td style="text-align: center;">実施</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">サテライトオフィス</td> <td style="text-align: center;">実施（ただし市内の公共施設が利用停止となる非常時には、セパレートオフィスに切り替え）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※職場における三密対策や通勤時間の削減など働き方改革に資する「在宅勤務」及び「サテライトオフィス」は、継続して実施する。</p>		分散勤務の形態	今後（当面の間）	組織単位 での取組	課内セパレートオフィス★	原則として全所属において実施	セパレートオフィス	課内セパレートオフィスの実施が困難な所属等において実施を検討	個人単位 での取組	在宅勤務	実施	サテライトオフィス	実施（ただし市内の公共施設が利用停止となる非常時には、セパレートオフィスに切り替え）
	分散勤務の形態	今後（当面の間）												
組織単位 での取組	課内セパレートオフィス★	原則として全所属において実施												
	セパレートオフィス	課内セパレートオフィスの実施が困難な所属等において実施を検討												
個人単位 での取組	在宅勤務	実施												
	サテライトオフィス	実施（ただし市内の公共施設が利用停止となる非常時には、セパレートオフィスに切り替え）												

★【課内セパレートオフィスとは】

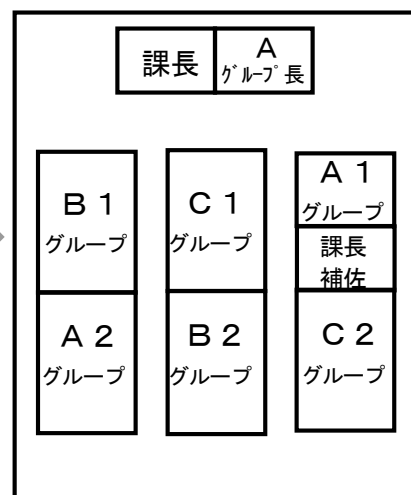
同じ課内でも濃厚接触者とならないよう、グループを分けてレイアウト変更や席替えを行うとともに、業務内外の接触を控える手法です。

セパレートオフィス同様、一方が稼働しなくなった際にもう一方が補うことで、業務の継続性を担保できます。

(現在)



(今後 (当面の間))



各所属で実施する課内セパレートオフィスの設置 (案) については、今後、庁内への照会を実施して回収する。

当該 (案) については、本市職員の新型コロナウイルスへの感染を通じて判定のノウハウを蓄積することができた濃厚接触者の指定等を踏まえ、庁内の協力を得ながら内容の適否を確認するとともに、必要に応じて指導・助言等を行っていく。

<サテライトオフィス・セパレートオフィス設置場所の選定>

サテライトオフィス・セパレートオフィスの設置場所については、以下の方針で選定する。

- (1) 市内各所に分散させること
- (2) 施設管理者が常駐しており、開庁時間が勤務時間 (8:30~17:15) 以上であること
- (3) 公共交通機関の利用が可能又は付近に駐車場があること

具体的には区役所、各事業所、市民サービスセンター等の空きスペースを予定している。

<今後のスケジュール (案) >

- 11月 課内セパレートオフィスを含む今後の方針の調整  
照会の実施 (セパレートオフィス対象業務の有無、課内セパレートオフィス実施時の配置 (案) の作成依頼)
- 12月 サテライトオフィス配置場所の調整  
回答の取りまとめ、内容確認、助言  
サテライトオフィス・セパレートオフィス設置準備  
課内セパレートオフィス・サテライトオフィス・セパレートオフィスの本格稼働

<p>5-2 上記の方向性決定に向け議論する事項（妥当性、必要性、有効性など）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 課内セパレートオフィスの実施について</li> <li>● サテライトオフィス・セパレートオフィスの設置場所について</li> </ul>	
<p>6 結果</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 提案どおり進める</li> <li>□ 提案内容を一部見直して進める</li> <li>□ 再度、調査研究等を行い検討</li> <li>□ その他</li> </ul>	<p>具体的内容</p> <p>全職場でなくても、実施できる職場で進めることとし、課題が出たらその都度調整する。</p>
<p>7 その他</p>		

# 副市長レビュー（秋）調書

1 部局名 (課名)	都市整備部 <span style="float: right;">( 住宅課 )</span>	
2 協議事項 (案件名)	浜松市公営住宅等長寿命化計画について	
3 背景・現状 (現状把握できる統計数値など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「浜松市営住宅ストック総合活用計画」(平成 23 年度～令和 2 年度)が終期を迎える。(実績：99 団地 512 棟 6,288 戸⇒78 団地 371 棟 5,855 戸)</li> <li>・年度別事業費を示した「浜松市公営住宅等長寿命化計画」を作成し、進捗管理を行った。</li> <li>・国土交通省は、平成 28 年度に「公営住宅等長寿命化計画策定指針」を定め、適切な点検や予防保全によるコスト縮減を位置付けた。</li> <li>・上記のストック計画と長寿命化計画を一本化した次期計画として「浜松市公営住宅等長寿命化計画」を作成している。(令和 3～12 年度)</li> </ul>	
4 検討経過・課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和 40～50 年代に建設した住戸が、令和 20 年以降、一斉に耐用年数が到来し更新期を迎えるため、事業の前倒しによる平準化及び長寿命化改修により財政負担の軽減を図る必要がある。</li> <li>・国の指針では、中長期(概ね 30 年程度)を見据えて作成するとしているため、今後の人口動態を踏まえた「著しい困窮年収未満世帯」の推計から「将来の必要管理戸数」を算出すると、現状では供給戸数が上回っていることから、管理戸数の縮減が必要である。</li> <li>・令和 2 年度 第 2 回資産経営推進会議 (10/18) にて協議・指摘無し。</li> </ul>	
5-1 方向性の提案 (目指すべき姿)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団地別の立地特性、築年数、利便性及び過去の応募倍率などを総合的に評価して維持、縮小、用途廃止を設定し、需要と供給のバランスを確保する。</li> <li>・事業手法は、集約建替・団地内集約・維持管理・用途廃止とする。</li> <li>・年度ごとの事業費及び事業量を可能な限り平準化する。</li> </ul>	
5-2 上記の方向性決定に向け議論する事項 (妥当性、必要性、有効性など)	<p>○需要と供給について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・需要の「将来の必要管理戸数」と供給の「管理戸数」のバランスは、中長期にわたる団地規模縮小及び用途廃止、これに伴う入居者移転によって達成する。(30 年後において生じる管理戸数と必要戸数との差は、災害対応や景気経済状況の変化によって生じる一時的な需要増や、事故部屋、汚損部屋等やむを得ない空室である。)</li> </ul> <p>○事業手法について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建替は、PFI 事業を基本とする。</li> <li>・余剰地が発生した場合は、原則、民間売却を検討する。</li> <li>・改修は、予防保全により LCC 縮減を図る。</li> </ul>	
6 結果	<input type="checkbox"/> 提案どおり進める <input checked="" type="checkbox"/> 提案内容を一部見直して進める <input type="checkbox"/> 再度、調査研究等を行い検討 <input type="checkbox"/> その他	具体的内容 需要と供給のバランスを再度検討すること。
7 その他		

# 副市長レビュー（秋）調書

1 部局名 (課名)	都市整備部 <span style="float: right;">( 住宅課 )</span>													
2 協議事項 (案件名)	市営住宅における家賃債務保証制度の導入について													
3 背景・現状 (現状把握できる統計数値など)	<p>※令和2年9月議会 代表質問事項（公明党 松下正行議員）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行条例では、市営住宅への入居資格として、確実な連帯保証人があることを定めている。</li> <li>・ 近年、身寄りのない高齢者の増加や家族関係の希薄化などから連帯保証人が確保できず、入居を諦めるケースがみられる。</li> <li>・ こうした状況を踏まえ、国は平成30年3月に「公営住宅管理標準条例」を改正し、保証人に関する規定を削除した。</li> <li>・ 本市では、家賃滞納や退去時の原状回復など、入居者が果たすべき義務が履行されなかった場合を懸念し、連帯保証人を必要としている。</li> </ul>													
4 検討経過・課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後、連帯保証人が確保できず入居できない者の増加が想定されるため、連帯保証人の要件の緩和について検討が必要となる。</li> <li>・ 民間賃貸住宅や他の自治体では、連帯保証人から民間の家賃債務保証業者（以下「保証業者」）への移行が増えている。</li> <li>・ 現行条例では、連帯保証人は個人に限定していることから、保証業者を連帯保証人とするためには条例改正が必要となる。</li> </ul>													
5-1 方向性の提案 (目指すべき姿)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 連帯保証人と同等の役割を果たす「家賃債務保証制度」を導入する。 (既存入居者にも適用)</li> <li>・ 保証業者は、国の家賃債務保証業者登録を受けた者の中から市が定めた基準を満たす業者とする。</li> </ul>													
5-2 上記の方向性決定に向け議論する事項 (妥当性、必要性、有効性など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保証業者が入居者に代わり滞納家賃、退去時の原状回復、残物処理等を一定の範囲内で弁済するため、市への収納等が確実に見込める。</li> <li>・ 連帯保証人が確保できない入居希望者でも、本制度を利用することにより入居が可能となる。</li> </ul> <p>＜スケジュール＞</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">～令和2年12月</td> <td>他都市調査、業者ヒアリング</td> </tr> <tr> <td>令和3年1～2月</td> <td>募集要領作成</td> </tr> <tr> <td>2月下旬</td> <td>条例改正議決・公布</td> </tr> <tr> <td>3～4月</td> <td>改正条例施行～保証業者公募・審査</td> </tr> <tr> <td>4月下旬</td> <td>協定締結</td> </tr> <tr> <td><b>5月～</b></td> <td><b>運用開始</b> ※第1回定期募集より</td> </tr> </table>		～令和2年12月	他都市調査、業者ヒアリング	令和3年1～2月	募集要領作成	2月下旬	条例改正議決・公布	3～4月	改正条例施行～保証業者公募・審査	4月下旬	協定締結	<b>5月～</b>	<b>運用開始</b> ※第1回定期募集より
～令和2年12月	他都市調査、業者ヒアリング													
令和3年1～2月	募集要領作成													
2月下旬	条例改正議決・公布													
3～4月	改正条例施行～保証業者公募・審査													
4月下旬	協定締結													
<b>5月～</b>	<b>運用開始</b> ※第1回定期募集より													
6 結果	<input checked="" type="checkbox"/> 提案どおり進める <input type="checkbox"/> 提案内容を一部見直して進める <input type="checkbox"/> 再度、調査研究等を行い検討 <input type="checkbox"/> その他	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">具体的内容</div>												
7 その他														